

「交流民泊」に取り組むみなさまへ

鳥取県「交流民泊」 支援ガイドブック

令和2年3月31日発行 第3版

R1.5.24 発行 第2版 ・ H30.6.8 発行 第1版

このガイドブックは、鳥取県、市町村等が実施する「交流民泊」に対する主な支援施策を皆様へお知らせするためとりまとめたものです。

支援制度の活用について、御検討いただければ幸いです。

【ガイドブック全般に係る問い合わせ先】
〒680-8570 鳥取市東町1-220
鳥取県交流人口拡大本部観光交流局観光戦略課
電話 0857-26-7273
ファクス 0857-26-8308

まず始めに・・・

観光客のニーズが、見学型（観光地の訪問が中心の従来型の観光）から体験型に変化する傾向が見られ、田舎暮らしや農業体験等のエコツーリズム、グリーンツーリズムに対する関心が高まっています。

こうした「農山漁村において日本ならではの伝統的な生活体験と農村地域の人々との交流を楽しむ滞在（農山漁村滞在型旅行）」＝「農泊」が新しい旅のカタチとして広まっており、特に、その地域ならではの伝統的な文化・生活体験や地域の人々との交流を楽しんだり、地域住民が暮らす民家で、まるで遠くの親戚や友人の家を気軽に訪れたような、ゆったりとしたありのままの田舎暮らしを堪能できる民泊に対する需要が増えています。

とっとりスタイル「交流民泊」の推進

宿泊者と地域住民の安全・安心及び地域住民により形成されてきた生活環境との調和の確保を前提として、鳥取県ならではの旅の魅力を国内外からのお客様に感じてもらうための民泊が鳥取県が目指すべき民泊です。

民泊サービスの提供者（以下、「ホスト」という。）が宿泊者とコミュニケーションを図ることができる民泊は、おもてなしの心を伝える絶好の機会であるとともに、県全体に広がる多様で魅力ある地域の観光資源にふれていただく機会を提供することにもつながります。

こうしたホストや地域住民との交流や、その土地でしか体験できない伝統・文化・歴史・生活様式等を楽しむことを目的として、主として農山漁村地域で行われる民泊を鳥取県では「交流民泊」と定義し、本県の観光を担う宿泊施設へと育成するためのバックアップ体制を構築するとともに、支援施策を設け、積極的に推進していきます。

目次

1 民泊を開設する方向けのサポート	4
(1) 宿泊施設整備に対する支援	4
ア 鳥取県の魅力を伝える特色ある宿泊施設への支援	4
【県】観光客の心に響く滞在型地域創造事業補助金〔魅力ある滞在施設整備事業〕	4
【鳥取市】中山間地域魅力ある民泊推進事業補助金	5
【倉吉市】農山村地域の魅力ある滞在施設整備事業費補助金	6
【北栄町】観光客の心に響く滞在型地域創造事業補助金	7
イ 中山間地域振興・賑わいづくりにつながる宿泊施設への支援	8
【県】みんなで取り組む中山間地域活性化総合支援事業費補助金〔中山間地域コミュニティビジネス支援事業〕	8
【県】まちなか暮らし総合支援事業〔まちなかコミュニティ活性化事業〕	8
【県】空き家利活用流通促進事業補助金	9
【県】若者地域定着促進事業費補助金	10
(2) 資金調達等開業準備に対する支援（起業・開業支援）	11
【岩美町】がんばる商工業者総合支援事業補助金	11
【八頭町】起業家支援補助金	12
【若桜町】創業支援補助金	12
【三朝町】空き店舗等活用支援補助金	13
【北栄町】創業支援事業補助金	14
【北栄町】由良宿まちづくり活性化支援事業補助金	14
【湯梨浜町】創業・販路開拓支援補助金	15
【南部町】企業促進奨励金	16
【南部町】お得で簡単町内消費活性化支援事業	16
【南部町】うちにも泊まれる農泊推進事業	17
【伯耆町】本気で頑張る産業支援事業（国・県等制度利用支援事業補助金）	18
【日南町】チャレンジ企業支援事業	19
(3) 訪日外国人観光客の受入環境整備に対する支援	21
【県】農林漁業者が進める農泊チャレンジ支援事業費補助金	21
【県】外国人観光客倍增促進補助金	21
(4) 付加価値を生み出すための支援	23
ア 体験プログラム造成に係る取組	23
【県】観光客の心に響く滞在型地域創造事業補助金〔魅力ある宿泊体験メニュー創造事業（宿泊事業者向け支援メニュー）〕	23
【県】農林漁業者が進める農泊チャレンジ支援事業費補助金 ※再掲	23
【県】ニューツーリズム普及促進支援補助金	24
イ 豊かな食の魅力を伝える取組	25

【県】もうかる6次化・農商工連携支援事業（スタートアップ型）	25
【県】もうかる6次化・農商工連携支援事業（6次産業型）	25
【県】初めての6次産業化バックアップ事業	26
【県】とっとりオリジナル加工品づくり支援事業	27
【県】とっとりオリジナルメニューづくり支援事業	27
【県】食のみやこ鳥取県づくり支援交付金	28
ウ 交流促進・地域の賑わいづくりにつながる取組	30
【八頭町】体験交流推進事業費補助金	30
【鳥取市】輝く中山間地域創出事業補助金	30

2 民泊に取り組む地域・団体向けのサポート 32

(1) 地域ぐるみで民泊を活用する取組に対する支援	32
【県】観光客の心に響く滞在型地域創造事業補助金〔魅力ある滞在エリア創造支援事業（民泊推進協議会向け支援メニュー）〕	32
【国】農山漁村振興交付金（農泊推進対策）	32
(2) 研修開催等に係る取組に対する支援	34
【団体】とっとりSDGs推進補助金（研修等支援型）	34
【団体】教育旅行サービス向上等支援補助金	35
【団体】「とっとりプロボノ」による支援	35
(3) その他（地域課題の解決に向けた取組への支援）	38
【県】令和新時代創造県民運動推進補助金	38

3 旅館業「簡易宿所」営業許可を取得して民泊に取り組む方向へのサポート 40

(1) 「簡易宿所」営業許可取得に係る助成	40
【八頭町】民泊開設支援事業補助金	40
【団体】とっとり因幡グリーンツーリズム補助事業〔農家民泊等推進補助金〕	40
(2) ユニバーサル化等に係る取組に対する支援	43
【県】宿泊施設魅力アップ事業補助金	43
(参考)関係団体の取組	44
◎一般社団法人山陰インバウンド機構	44
◎鳥取県教育旅行誘致促進協議会	44
◎第一次産業観光利活用推進協議会	44
◎とっとり空き家利活用推進協議会	44
(参考)関連サイト	45

ここに記載している情報は、発行時点の内容であり、各自治体等の予算状況等により、内容が変更・終了となることがあります。

鳥取県、市町村等が実施する「交流民泊」への支援

県	市町村	国	団体
---	-----	---	----

1 民泊を開設する方向けのサポート

(1) 宿泊施設整備に対する支援

ア 鳥取県の魅力を伝える特色ある宿泊施設への支援

【県】観光客の心に響く滞在型地域創造事業補助金〔魅力ある滞在施設整備事業〕

区分	補助金（間接補助）
施策主体	県
対象者	市町村、市町村が認める宿泊事業者又は民泊推進協議会 「宿泊事業者」・・・農家の自宅等を活用して農山漁村等地域における自然・伝統等の観光素材と組み合わせた体験を提供する宿泊施設を開業する者、又は既に開業している者 「民泊推進協議会」・・・鳥取県内の周辺地域で教育旅行等の民泊受入れに取り組む2者（個人を含む）以上で構成される連携事業者 ※交付先：市町村
施策概要	鳥取県らしさを堪能する特色ある宿泊体験（民泊、古民家活用）を中心に地域資源を活用したコンテンツ（観光素材）づくりやこれら結び付けた魅力ある滞在エリアの創造に取り組む事業者等を支援 【補助対象経費】 ① 日本ならではの伝統的な農山漁村体験や地域の人々との交流を楽しむ滞在を提供する等、その宿を訪れることが旅の目的となる民泊等施設の整備に要する経費 ② 宿泊者が利用する浴室、台所、トイレ等の改修及び施設のバリアフリー化に要する経費 【補助率と補助上限額】 ① 1/2（県 1/3、市町村 1/6） ・上限（県）200万円（市町村）100万円 ② 1/2（県 1/3、市町村 1/6） ・上限（県）20万円（市町村）10万円
申請期間	募集期間の設定あり
問合せ先	鳥取県 地域づくり推進部 中山間・地域交通局 中山間地域政策課 電話 0857-26-7129 FAX0857-26-8107 メールアドレス chusan-chiikiseisaku@pref.tottori.lg.jp
関連サイト	http://www.pref.tottori.lg.jp/283872.htm

【鳥取市】中山間地域魅力ある民泊推進事業補助金

区 分	補助金
施策主体	鳥取市
対象者	<p>宿泊事業者：鳥取市の中山間地域において、特色ある宿泊事業に地域ぐるみで取り組み、民泊等施設を新規に運営する者又は既に運営している者で利用拡大を目指す者</p> <p>民泊推進協議会：鳥取市の中山間地域において、教育旅行等の民泊受入れに取り組む2者以上（個人を含む）で構成される連携事業者</p>
施策概要	<p>古民家、農家等における民泊を活用した特色ある宿泊体験を中心に地域資源や住民とのぬくもりある交流を活用し、観光客がまた訪れたい魅力ある滞在エリアの創造に取り組む宿泊事業者を支援することにより、鳥取市の中山間地域の活性化及び地域内経済の循環を推進</p>
<p>【補助対象経費、補助率、補助上限額】</p> <p>1 ①魅力ある民泊等施設総合整備（宿泊事業者、民泊推進協議会向け） ：その宿を訪れることが旅の目的となる民泊等施設の整備に要する経費</p> <p>②魅力ある宿泊体験メニュー創造支援（宿泊事業者向け） ：民泊等施設において提供する地域資源等を活用した特色ある商品化等に要する経費 等</p> <p>③魅力ある滞在エリア創造支援（民泊推進協議会向け） ：滞在エリア内において地域ぐるみで宿泊客を迎えるにあたっての「おもてなし」を向上させる取組に要する経費 等</p> <p>→①②③合計で補助率 1/2、上限 300 万円</p> <p>※①の事業を必ず実施すること</p> <p>2 魅力ある民泊等施設整備（宿泊事業者、民泊推進協議会向け） ：宿泊者が利用する浴室、台所、トイレ、洗面室等の改修及び施設のバリアフリー化等に要する経費</p> <p>→2のみで補助率 1/2、上限 30 万円</p>	
申請期間	募集期間の設定あり
問合せ先	<p>鳥取市 企画推進部 地域振興局 地域振興課</p> <p>電話 0857-30-8172 FAX0857-20-3919</p> <p>メールアドレス chiikishinko@city.tottori.lg.jp</p>
関連サイト	http://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1540866078841/index.html

【倉吉市】農山村地域の魅力ある滞在施設整備事業費補助金

区 分	補助金
施策主体	倉吉市
対 象 者	<p>宿泊事業者：農家の自宅等を活用し家主居住型で農山村地域における自然・伝統等の観光素材と組み合わせた体験を提供する民泊等施設を新規に開業する者及び既に開業している者</p> <p>民泊推進協議会：倉吉市内で教育旅行等の民泊受入れに取り組む2者以上（個人を含む。）で構成される連携事業者</p>
施策概要	<p>農山村生活体験及び地域の人々との交流を楽しむ滞在を提供するための民泊等施設を整備する事業を補助することにより、観光客の誘客及び農山村地域の交流人口の増加による地域活性化を支援</p> <p>【補助対象経費】 農山村地域における自然・伝統等の体験を提供する民泊等施設の整備に要する経費 ：宿泊者が利用する浴室、台所、トイレ、洗面室等の改修及び施設のバリアフリー化等に要する経費</p> <p>【補助率と補助上限額】 1/2 ・上限 30万円</p>
申請期間	募集期間の設定あり
問合せ先	<p>倉吉市 企画産業部 商工観光課</p> <p>電話 0858-22-8158 FAX0858-22-8136</p> <p>メールアドレス tourism@city.kurayoshi.lg.jp</p>
関連サイト	https://www.city.kurayoshi.lg.jp/gyousei/div/kikaku/shoukou/g200/

【北栄町】観光客の心に響く滞在型地域創造事業補助金

区 分	補助金
施策主体	北栄町
対 象 者	町が認める宿泊事業者又は教育旅行地域協議会者等団体 「宿泊事業者」・・・民泊等を活用し地域の観光素材と組み合わせた特色ある宿泊施設を新規に開業する者、及び既に開業している者 「民泊推進協議会」・・・北栄町内の地域で教育旅行等の民泊受入れに取り組む2者（個人を含む）以上で構成される連携事業者
施策概要	北栄町らしさを堪能する特色ある宿泊体験（民泊、古民家活用）を中心に地域資源を活用や住民との交流を促進するような魅力ある滞在エリアの創造に取り組む事業者等を支援 【補助対象経費】 日本ならではの伝統的な農山漁村体験や地域の人々との交流を楽しむ滞在を提供する等、その宿を訪れることが旅の目的となる民泊等施設の整備に要する経費 【補助率と補助上限額】 1/2 ・上限 300万円
申請期間	募集期間の設定あり
問合せ先	北栄町 観光交流課 交流推進室 電話 0858-37-3158 FAX0858-37-5339 メールアドレス kouryu@e-hokuei.net
関連サイト	http://www.e-hokuei.net/2283.htm

イ 中山間地域振興・賑わいづくりにつながる宿泊施設への支援

【県】みんなで取り組む中山間地域活性化総合支援事業費補助金 【中山間地域コミュニティビジネス支援事業】

区 分	補助金
施策主体	県
対象者	個人事業者、企業、広域的運営組織、集落、NPO、その他住民団体（法人格の有無を問わない）等
施策概要	中山間地域において、宿泊施設の整備など新たなビジネスへの取組や、地域に不足するサービスなどの社会貢献を伴うコミュニティビジネスの取組を支援します。 【対象事業】 ・ 施設等導入の準備・検討等に要する経費 ・ 地域資源を活用した新商品の企画・販売促進等に係る経費 ・ PRイベント開催等に係る経費 ・ 必要な施設、機械、設備、器具等の購入又はリースに係る経費 【補助率・補助上限額】 ソフト：市町又は事業実施主体向け、1／2（上限 100 万円） ハード：市町向け、県 1／3、市町 1／6（上限：300 万円）
申請期間	随時
問合せ先	鳥取県 地域づくり推進部 中山間・地域交通局 中山間地域政策課 電話 0857-26-7129 FAX0857-26-8107 メールアドレス chusan-chiikiseisaku@pref.tottori.lg.jp
関連サイト	http://www.pref.tottori.lg.jp/kurashishien/

【県】まちなか暮らし総合支援補助金 【まちなかコミュニティ活性化事業】

区 分	補助金
施策主体	県
対象者	組織・団体等で、鳥取県内に活動拠点を有する者、市
施策概要	地域の実情に応じた共助・生活支援サービスや、地域資源を活用したコミュニティ拠点施設・ゲストハウスの運営など、コミュニティビジネスの起業を支援します。 【対象事業】 【コミュニティビジネス支援】 地域の实情に応じた共助・生活支援サービスや、地域資源を活用したコミュニティ拠点施設・ゲストハウスの運営など、コミュニティビジネスの起業に要する経費 【活性化事業支援】 世代間交流・地域間交流などを通じて地域コミュニティを再生・発展させる取組や、まちなか居住者を増やすために地域に生業を興す取組に要する経費

- ・ 施設改修・整備、機器設備・器具・備品のリース又は 50 万円未満の購入経費
- ・ 調査・宣伝等に要する経費 など

【補助率・補助上限額】

ソフト：市又は事業実施主体向け、1 / 2（上限 100 万円）

ハード：市向け、県 1 / 3、市 1 / 6（上限：300 万円）

申請期間	随時
問合せ先	鳥取県 地域づくり推進部 中山間・地域交通局 中山間地域政策課 電話 0857-26-7129 FAX0857-26-8107 メールアドレス chusan-chiikiseisaku@pref.tottori.lg.jp
関連サイト	http://www.pref.tottori.lg.jp/kurashishien/

【県】空き家利活用流通促進事業補助金

区分	補助金
施策主体	県
対象者	県内在住の個人、県内に主たる事務所又は活動拠点を置く団体、県内に本店を置く事業者（個人事業者を含む）、相続により空き家を取得した県外在住の個人
施策概要	空き家の利活用を促進し流通を活性化させることを目的に、市場で流通していない空き家の利活用に必要な改修費用等の一部を支援します。
	<p>【対象事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 空き家の利活用に必要な改修工事費用（DIY 施工の場合は材料購入費に限る。） ・ 改修工事に必要な設計費用、家財道具撤去費用 ・ 外溝整備費用 <p>【補助率・補助上限額】</p> <p>改修後に住宅として活用：県 1 / 3、市町村 1 / 6（上限60万円）</p> <p>改修して住宅以外に転用して活用：県 1 / 3、市町村 1 / 6（上限100万円）</p>
申請期間	随時
問合せ先	鳥取県 地域づくり推進部 中山間・地域交通局 中山間地域政策課 電話 0857-26-7390 FAX0857-26-8107 メールアドレス chusan-chiikiseisaku@pref.tottori.lg.jp

【県】若者地域定着促進事業費補助金

区分	補助金（間接補助）
施策主体	県
対象者	市町村、市町村が認める団体等（大学、企業、個人事業者、地域組織等）
施策概要	市町村・大学・民間事業者・地域等が連携し、空き家等を改修して行う、シェアハウス、ルームシェア、ゲストハウスの整備を支援
	<p>計画策定事業</p> <p>【補助対象事業・補助対象経費】</p> <p>市町村・大学・民間事業者・地域等が連携し、シェアハウス、ルームシェア、ゲストハウスの整備により、若者の定着を促進するための計画策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画策定による検討会開催経費（食料費は除く） ・ 計画策定を専門家等へ委託する場合に要する経費 ・ 対象となる物件を活用するための調査設計等に要する経費 ・ 先進事例勉強会等開催に係る講師謝金及び旅費 <p>【交付先】市町村</p> <p>【補助率・補助上限】市町村負担額の 2/3、100 万円</p> <p>シェアハウス等施設整備事業</p> <p>【補助対象事業・補助対象経費】</p> <p>市町村・大学・民間事業者・地域等が連携し、空き家等を改修して行う、シェアハウス、ルームシェア、ゲストハウスの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 空き屋等の改修に係る経費 ・ 家財道具の処分に係る経費 <p>【交付先】市町村</p> <p>【補助率・補助上限】市町村負担額の 1/2、250 万円</p>
申請期間	随時
問合せ先	鳥取県 交流人口拡大本部 ふるさと人口政策課 (電話) 0857-26-7652 (ファクシミリ) 0857-26-8196
関連サイト	https://www.pref.tottori.lg.jp/jinkouseisaku/

(2) 資金調達等準備に対する支援 (起業・開業支援)

【岩美町】がんばる商工業者総合支援事業補助金

区 分	補助金
施策主体	岩美町
対象者	岩美町商工会で経営計画に係る指導を受けて、町内で新たに創・開業しようとする商工業者 ただし、フランチャイズ、営業の譲渡、委託等に伴う事業である場合は除く。
施策概要	<p>町内での創・開業を、岩美町商工会等と連携して支援し、以下の経費に対して補助金を交付します。</p> <p>①店舗、事務所の整備に要する経費 ②設備の整備に要する経費 ③補助事業実施年度内の賃借料（テナント料、機器のリース料）</p> <p>ただし、1年以上の事業の継続義務あり。 原則として町内事業者へ発注した経費を対象とします。 有識者等による審査会を開催し、補助事業者を決定します。</p> <p>補助率：補助対象経費の3分の2（上限50万円）</p>
申請期間	随時
問合せ先	岩美町 商工観光課 商工係 TEL：0857-73-1416 FAX：0857-73-1524
関連サイト	http://www.iwami.gr.jp/dd.aspx?menuid=1992

【八頭町】起業家支援補助金

区 分	補助金
施策主体	八頭町
対象者	町内に居住し、町内に事務所を設置し、又は設置しようとして新たに起業する者
施策概要	法人又は個人が、新たな起業(起業家)により産業振興及び地域経済の活性化を図る。 【補助対象となる経費】広告宣伝費・賃借料・委託料・店舗改修費・車両購入費・法人登記に係る経費等 【補助率等】1 / 2・補助金上限 法人 75万円・個人 50万円
申請期間	随時
問合せ先	八頭町 産業観光課 商工観光室 TEL : 0858-72-0144
関連サイト	http://www.town.yazu.tottori.jp/2076.htm#02

【若桜町】創業支援補助金

区 分	補助金
施策主体	若桜町
対象者	本補助金を受給できるのは、次の各号の条件を満たす者でなければならない。 (1) 個人の場合は、申請日において町内に住民登録があること。法人の場合は、実績報告書の提出日までに町内に法人を設立していること。 (2) 町税を滞納していないこと。 (3) 他から同一事業に対する助成を受けていないこと。 (4) 小規模事業者（中小企業信用保険の対象となる者で、常時使用する従業員の数が20人以下（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人以下）の法人又は個人）であること。 (5) 創業の日以後、3年以上経営継続の見込みのあること。 (6) 若桜町商工会員又は商工会に加入を行うこと。
施策概要	若桜町において新たに創業・開業する者等に対し、その事業に要する経費の一部について補助金を交付します。 (1) 補助対象経費 広告宣伝費、設備費、事業所の開設費および改修費、専業専用備品購入費 (2) 補助金の額 10 / 10（上限100万円）
申請期間	随時
問合せ先	若桜町 にぎわい創出課 TEL : 0858-82-2238 FAX : 0858-82-0134
関連サイト	若桜町ホームページはこちら↓ http://www.town.wakasa.tottori.jp/

【三朝町】空き店舗等活用支援補助金

区分	補助金
施策主体	三朝町
対象者	<p>三朝町内の空き店舗等を活用して事業を開始し、又は開始しようとする者のうち、次の全ての条件に該当するもの。</p> <p>①三朝町商工会の会員又は特定創業支援事業者の認定を受けている者。 ②町税を滞納していない者。 ③対象の店舗において1年以上営業を継続する者。 ④過去に本補助金の交付を受けていない者。</p>
施策概要	<p>三朝町内の空き店舗等を活用して事業を開始し、又は開始しようとする方を支援します</p> <p>○補助対象事業の要件</p> <p>①町の商工業の発展及び賑わい創出が期待できる事業であること ②具体的な事業計画を有し、操業開始から1年以上の営業が見込まれること ③毎月概ね20日以上営業すること ④開業に必要な資格を有するか、又は開業までに有する見込みがあること ⑤風俗営業を行う場合は、町長が不相当と認める業態のものでないこと ⑥金融関係事業及び主として事務所として使用するものでないこと ⑦以上の他、趣旨に照らして不相当と認められる事業でないこと</p> <p>○補助対象経費</p> <p>新・増築工事費、内・外装工事費、設備工事費等</p> <p>○補助金額</p> <p>改装工事…補助対象経費の2分の1（上限100万円） 新築工事…補助対象経費の2分の1（上限200万円）</p> <p>○交付時期</p> <p>補助対象経費に係る工事が完了した後に交付決定額の2分の1以内の金額を支払い、操業開始から1年経過後に交付済額を差し引いた金額を支払う。</p> <p>○申請方法</p> <p>操業開始予定の1か月前までに申請書に必要書類を添えて提出</p>
申請期間	随時
問合せ先	<p>三朝町 企画観光課</p> <p>TEL : 0858-43-3514 FAX : 0858-43-0647</p>
関連サイト	http://www.town.misasa.tottori.jp/

【北栄町】創業支援事業補助金

区 分	補助金
施策主体	北栄町
対象者	町内で新規創業を行おうとする個人
施策概要	北栄町内で創業を行おうとする個人又は法人に対して、初期投資にかかる経費の一部を支援します。
	<p>事業者開設支援事業</p> <p>創業を目的とした事業所等の開設に係る投資や設備費の一部を支援します。</p> <p>①条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内に事業所等を新設する者 ・補助対象経費が50万円以上となる事業 <p>②金額等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率1/2 上限：100万円 <p>③加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内に住所を有する法人又は個人事業主からの購入や施工をした場合 上限10万円（補助率1/10）を加算する <p>経営支援事業</p> <p>創業に必要な市場調査や販売促進など、経営安定化を図る経費の一部を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率1/2 上限：50万円 <p>雇用促進事業</p> <p>町内に住所を有する者を正規雇用した場合に、人件費の一部を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内者1名あたり30万円 上限90万円（3名）
申請期間	随時
問合せ先	北栄町 産業振興課 農商工推進室 TEL：0858-37-3153 FAX：0858-37-5339
関連サイト	http://www.e-hokuei.net/

【北栄町】由良宿まちづくり活性化支援事業補助金

区 分	補助金
施策主体	北栄町
対象者	北栄町由良宿の指定地域で新規創業を行おうとする者 ※北栄町創業支援制度補助金との併用は不可。
施策概要	北栄町由良宿の指定地域で創業する場合に、初期投資にかかる経費の一部を支給します。 ※「北栄町創業支援事業補助金」との違いは、第二創業も対象になること、また地区が北栄町由良宿に限定されていることです。
	<p>事業者開設支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ●補助率1/2 補助限度額100万円 <p>創業を目的とした事業所の開設に係る投資や設備費の一部を支援します。</p> <p>【条件】町内に事業所を新設する者。補助対象経費が50万円以上となる事業。</p>

【加算要件】

町内に住所を有する法人または個人事業主からの購入や施工をした場合は上限10万円（補助率1/10）を追加。

経営支援事業

- 補助率1/2 補助限度額50万円

創業に必要な市場調査や販売促進など、経営安定化を図る経費の一部を支援します。

【内容】市場調査や展示会等の出店費、販売促進にかかる経費、HP開設経費等。

ただし、運営費などの一般経常経費はのぞく。

雇用促進事業

- 町内者1人あたり30万円 上限3人

町内に住所を有する者を正規雇用した場合に人件費の一部を支援します。

申請期間	随時
問合せ先	北栄町 産業振興課 農商工推進室 TEL：0858-37-3153 FAX：0858-37-5339
関連サイト	http://www.e-hokuei.net/

【湯梨浜町】創業・販路開拓支援補助金

区分	補助金
施策主体	湯梨浜町
対象者	認定経営革新等支援機関の指導を受けながら、町内で創業、新事業進出や販路開拓を行う個人または法人
施策概要	湯梨浜町内で創業、新事業進出や販路開拓を行う個人または法人に対して、その経費の一部を支援します。認定経営革新等支援機関の指導を受けながら事業を行うことが必要です。 ●補助対象経費 機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、車両購入費、設備処分費、委託費、外注費 ●補助率・補助上限額 創業、新事業進出の場合は補助率1/2、補助上限額50万円 販路開拓の場合は補助率1/2、補助上限額20万円 ※事業承継に伴う事業の場合は補助率2/3 ●その他 審査会を開催し、補助対象事業者を決定する予定です。
申請期間	募集期間の設定あり
問合せ先	湯梨浜町 産業振興課 TEL：0858-35-5383 FAX：0858-35-5376
関連サイト	http://www.yurihama.jp/

【南部町】企業促進奨励金

区 分	補助金
施策主体	南部町
対象者	<p>①中小企業者で、常時使用する従業員の数が20人（商業及びサービス業（宿泊業及び娯楽業を除く。）については5人）以下の法人又は個人であること。</p> <p>②法人の代表者又は個人が、当該奨励金の申請時において起業等により南部町内に事業所を設けること。</p> <p>③町税及びその他町に納付すべき料金を滞納していないこと。</p> <p>④南部町内において申請事業と同一業種の事業を現に行っていないこと。</p> <p>⑤起業日から3年以上経営継続の見込みのあること。</p> <p>⑥南部町商工会に加入し、かつ当該商工会が推薦する者で、南部町内に住所を有すること。</p>
施策概要	<p>南部町の産業の活性化を図るため、南部町内で起業する者に起業促進奨励金を交付します。 （1件50万円）</p>
申請期間	随時
問合せ先	<p>南部町 企画政策課 TEL : 0859-66-3113 FAX : 0859-66-4426</p>
関連サイト	http://www.town.nanbu.tottori.jp/p/admin/kikakuseisakuka/14/

【南部町】お得で簡単町内消費活性化支援事業

区 分	補助金
施策主体	南部町
対象者	<p>町内に事業所を有する民間事業者 ※複数の民間事業者によるグループ又は団体による実施を含む。</p>
施策概要	<p>キャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上の観点から消費喚起を支援することを目的とし、併せて、外国人観光客等の受入環境の自主的な整備及び誘客活動を促進する事業者を支援</p>

【補助対象経費】

- ①外国人観光客受入れのための研修会開催に要する経費
- ②案内ツール（HP・パンフレット等）の多言語化整備に要する経費
- ③外国語表記看板、クレジットカード及び電子マネー対応機器、音声翻訳を行うためのタブレット端末等の整備に要する経費
- ④Wi-Fi環境整備等に要する経費
- ⑤免税手続きに要する備品等購入代金、免税店であることを周知するための経費及びその他免税店舗開設等に要する経費
- ⑥ムスリム観光客のための環境整備及び食事の提供等に要する経費
- ⑦両替及びモバイルサービス等の実施に係る経費
- ⑧宿泊施設における和室の洋室化に係る経費（旅館業の許可を取得している事業者に限る。）
- ⑨災害時における外国人観光客対応（多言語化による案内ツールの作成、外国人観光客への対応訓練等。）に要する経費
- ⑩その他、要綱第2条の交付目的に資すると考えられる経費

【補助率と補助上限額】

1/4・上限 125 千円 、 1/2・上限 50 千円

申請期間	随時
問合せ先	南部町 企画政策課 電話 0859-66-3113 FAX0859-66-4426
関連サイト	http://www.town.nanbu.tottori.jp/p/admin/kikakuseisakuka/14/

【南部町】うちにも泊まれる農泊推進事業

区分	補助金
施策主体	南部町
対象者	町内に民家を有する者 ※複数の民間事業者によるグループ又は団体による実施を含む。
施策概要	豊かな自然や歴史・文化、農林水産物等の地域資源を活用し、国内外からの観光誘客による所得向上と地域活性化を図ることを目指して、農泊の取組に挑戦する者を支援

1 農泊チャレンジ支援事業

【補助対象経費】

- (1) 消耗品費、使用料・賃借料、食材費、通信運搬費、委託費、旅費、謝金、研修参加費等
- (2) 通訳料・翻訳料、パンフレット等外国語案内ツール作成経費
- (3) その他事業に必要なものとして町長が認める経費

【補助率と補助上限額】

1/4・上限 75 千円

2 民泊アタック支援事業

【補助対象経費】

- (1) 簡易宿泊所許可取得手数料及び飲食店営業許可手数料
- (2) 図面作成費
- (3) 寝具購入費
- (4) W i - F i 環境整備に関する経費（購入、取付け等初期導入経費）
- (5) セキュリティ環境整備に関する経費
- (6) その他事業に必要なものとして町長が認める経費

【補助率と補助上限額】

1/2・上限 50 千円

申請期間	随時
問合せ先	南部町 企画政策課 電話 0859-66-3113 FAX0859-66-4426
関連サイト	http://www.town.nanbu.tottori.jp/p/admin/kikakuseisakuka/14/

【伯耆町】本気で頑張る産業支援事業（国・県等制度利用支援事業補助金）

区分	補助金
施策主体	伯耆町
対象者	伯耆町内に在住する個人、伯耆町内に活動拠点をおく団体、伯耆町内に主たる事業所及び工場を持つ企業
施策概要	国・県等の公的機関の補助制度を利用して、起業・創業・新分野進出、商品開発、販路拡大、人材育成等を行う場合の経費を補助します。
	<p>【補助対象事業】</p> <p>国・県等の公的機関の補助制度を利用して、起業・創業、新分野進出、商品開発、販路開拓、人材育成等を行う町内の事業者で、その内容が町の産業振興に寄与できると認められる場合に、事業者負担額の一部を補助</p>

【補助内容】

- 補助率 1/2 以内
- 上限 50 万円／年
- 下限 5 万円／年
- 事業期間は国・県等の制度に準ずる

【補助対象経費】

国・県等の補助金の対象となる経費

申請期間	随時
問合せ先	伯耆町 商工観光課 T E L : 0859-68-4211 FAX : 0859-68-3866
関連サイト	http://www.houki-town.jp/

【日南町】チャレンジ企業支援事業

区 分	補助金
施策主体	日南町
対象者	下表に掲げる業種での事業を営む又は営む予定をする者で、次のいずれかに該当する者 ①日南町内に事業拠点を置く事業者 ②日南町内において補助事業実施年度の3月31日までに起業を予定する者
施策概要	日南町内で起業、異業種参入、新製品の開発、事業の経営改善又は農林産物の加工販売をしようとする事業者を支援し、地域産業の活性化を図ることを目的とします。

【助成を受けられる方】

1 日南町内で事業を行う又は行う予定の事業者（法人、個人、グループ又は団体）で次の5種類の事業の何れかについて助成を行います。

- (1) 日南町内で起業や事業承継を予定するとき
日南町チャレンジ企業支援事業（起業・事業承継支援）
- (2) 日南町内に事業拠点を置く事業者で異業種に参入するとき
日南町チャレンジ企業支援事業（異業種参入支援）
- (3) 日南町内に事業拠点を置く事業者で新製品を開発するとき
日南町チャレンジ企業支援事業（新製品開発支援）
- (4) 日南町内に事業拠点を置く事業者で経営改善をするとき
日南町チャレンジ企業支援事業（経営改善支援）
- (5) 日南町内に事業拠点を置く事業者で農林産物の加工販売をするとき
日南町チャレンジ企業支援事業（農林産物加工販売支援）
- (6) 日南町内に事業拠点を置く事業者で、県外イベントへ出席し、6次産業化商品のPRをするとき
日南町チャレンジ企業支援事業（打って出る農林水産物加工品販路拡大支援）
- (7) 日南町内に事業拠点を置く事業者で、事業承継計画の策定、コンサルティングを活用するとき
日南町チャレンジ企業支援事業（事業承継経営強化支援）

※営利を目的としない法人、グループ、団体、協業体は対象となりません。

2 対象の業種

製造業、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業など

3 交付申請の回数制限

1 事業者につき上記補助事業はそれぞれ1回限りです。ただし、1（5）の事業は上限額に達するまで、（6）の事業は年度ごとに上限額に達するまで申請できます。（交付決定を受けられなかった場合を除く）

【補助内容】

調査研究費、販売拡大に係る経費、建物や構築物の建築・修繕費、機械・工具・備品の購入費など

※ 機械・工具・備品の購入については一品の取得価格が20万円以上のものに限りです。ただし、1

（5）の事業は3万円以上のものに限りです。

【補助金額】

1（1）の事業：対象経費の2分の1以内（上限200万円～下限10万円）

1（2）～（3）の事業：対象経費の2分の1以内（上限50万円、下限10万円）

1（4）の事業：対象経費の2分の1以内（上限30万円、下限10万円）

1（5）の事業：対象経費の2分の1以内（上限50万円、下限5万円）

1（6）（7）の事業：対象経費に2分の1以内（上限10万円～下限2万円）

申請期間	随時
問合せ先	日南町 企画課 TEL：0859-82-1115
関連サイト	http://www.town.nichinan.lg.jp/p/1/15/5/11/2/

(3) 訪日外国人観光客の受入環境整備に対する支援

【県】農林漁業者が進める農泊チャレンジ支援事業費補助金

区分	補助金
施策主体	県
対象者	市町村、農林漁業者、農林漁業者で組織するグループ又は団体、第一次産業観光利活用推進協議会
施策概要	農林水産業の特性を活かした新たな観光素材の掘り起こしや磨き上げ、農林水産業者による試行的な農泊の取組等を支援する。
<p>【補助内容】</p> <p>①お試し農山漁村体験受入支援 農林漁業者が農山漁村体験の受入を試行的に行う場合に必要なレンタル備品や消耗品等の購入等に要する経費を支援</p> <p>②試行的なインバウンド対応支援 農林漁業者が観光農園等へ外国人観光客を試行的に受け入れる場合に必要な通訳や翻訳等に要する経費</p> <p>【補助率と補助上限額】 1 / 2 上限 15万円</p>	
申請期間	随時
問合せ先	鳥取県 地域づくり推進部 中山間・地域交通局 中山間地域政策課 電話 0857-26-7129 FAX0857-26-8107 メールアドレス chusan-chiikiseisaku@pref.tottori.lg.jp
関連サイト	http://www.pref.tottori.lg.jp/283869.htm

【県】外国人観光客倍増促進補助金

区分	補助金
施策主体	県
対象者	団体（民間事業者含む）、市町村
施策概要	鳥取県内において、自治体や民間事業者の方による外国人観光客の受入環境整備に対し、次のような経費の一部を助成します。
<p>【補助対象経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 外国語表記による案内看板の作製及び設置に要する経費 ● 外国人観光客受入のための研修会の開催に要する経費 ● 外国語案内ツールの整備に要する経費 ● 音声翻訳を行うためのタブレット端末等の整備に要する経費 ● 施設案内外国語表記看板、クレジットカード及び電子マネー対応機器等の設置等及び Wi-Fi 環境整備等の施設整備に要する経費 ● 免税手続きに要する備品等購入代金、免税店であることを周知するための経費及びその他免税店開 	

設等に要する経費

- ムスリム観光客のためのお祈り環境整備等に係る経費及び食事の提供等に係る経費
- 両替及びモバイルサービス等の実施に係る経費
- 宿泊施設における和室の洋室化に係る経費（旅館業の営業許可を取得している者に限る）

【補助率・補助金上限額】 2分の1 上限額 100万円

申請期間	随時
問合せ先	鳥取県 交流人口拡大本部 観光交流局 観光戦略課 電話 0857-26-7239 FAX0857-26-8308 メールアドレス kankou@pref.tottori.lg.jp
関連サイト	http://www.pref.tottori.lg.jp/221019.htm

(4) 付加価値を生み出すための支援

ア 体験プログラム造成に係る取組

【県】観光客の心に響く滞在型地域創造事業補助金〔魅力ある宿泊体験メニュー創造事業（宿泊事業者向け支援メニュー）〕

区分	補助金
施策主体	県
対象者	「宿泊事業者」・・・農家の自宅等を活用して農山漁村等地域における自然・伝統等の観光素材と組み合わせた体験を提供する宿泊施設を開業する者、又は既に開業している者
施策概要	鳥取県らしさを堪能する特色ある宿泊体験（民泊、古民家活用）を中心に地域資源を活用したコンテンツ（観光素材）づくりに取り組む事業者等を支援 <p>【補助対象経費】</p> <p>①民泊等施設において提供する地域資源等を活用した特色ある商品（飲食物・加工品・土産物等）、サービス（体験メニュー・プログラム）の企画・開発・整備、商品化に要する経費</p> <p>②ホームページ制作、パンフレット作成、旅行会社やマスコミ関係者への情報提供等、造成したメニューの情報発信、販売促進、宣伝に必要な経費</p> <p>③新規に民泊等施設を運営する際の許認可申請等に要する経費（更新に係る費用は含まない）</p> <p>④食品衛生責任者養成講習会受講料、旅館業・食品営業許可申請手数料、建築確認申請手数料 等</p> <p>⑤自動火災報知設備又は特定小規模施設用自動火災報知設備の設置が義務づけられた施設に係る同設備の購入、設置に係る経費</p> <p>【補助率と補助上限額】 2/3 ・上限 50 万円 ※①に係る事業を必ず実施すること</p>
申請期間	募集期間の設定あり
問合せ先	鳥取県 地域づくり推進部 中山間・地域交通局 中山間地域政策課 電話 0857-26-7129 FAX0857-26-8107 メールアドレス chusan-chiikiseisaku@pref.tottori.lg.jp
関連サイト	http://www.pref.tottori.lg.jp/283872.htm

【県】農林漁業者が進める農泊チャレンジ支援事業費補助金※再掲

区分	補助金
施策主体	県
対象者	市町村、農林漁業者、農林漁業者で組織するグループ又は団体、第一次産業観光利活用推進協議会
施策概要	農林水産業の特性を活かした新たな観光素材の掘り起こしや磨き上げ、農林水産業者による試行的な農泊の取組等を支援する。 <p>【補助内容】</p> <p>①お試し農山漁村体験受入支援 農林漁業者が農山漁村体験の受入を試行的に行う場合に必要なレンタル備品や消耗品等の購入等に</p>

要する経費を支援
 ②試行的なインバウンド対応支援
 農林漁業者が観光農園等へ外国人観光客を試行的に受け入れる場合に必要な通訳や翻訳等に要する経費
 【補助率と補助上限額】 1 / 2 上限 1 5 万円

申請期間	随時
問合せ先	鳥取県 地域づくり推進部 中山間・地域交通局 中山間地域政策課 電話 0857-26-7129 FAX0857-26-8107 メールアドレス chusan-chiikiseisaku@pref.tottori.lg.jp
関連サイト	http://www.pref.tottori.lg.jp/283869.htm

【県】ニューツーリズム普及促進支援補助金

区分	補助金
施策主体	県
対象者	団体（民間事業者含む）、市町村
施策概要	近年、消費者からのニーズが高まっている「エコツーリズム」、「ニューツーリズム」に対する受入機能を強化するため、地域資源の観光メニュー化や規模拡大、県外への情報発信やプロモーションを行う団体及び市町村を支援します。
	<p>ステップアップ型</p> <p>これからニューツーリズムに取り組む、あるいは新しい観光メニュー（体験型プログラム、地域の文化遺産を活かした観光プログラムなど）の造成やガイド育成に取り組もうとする団体への補助。</p> <p>■補助率：1/2 ■限度額：50万円</p> <p>■補助対象経費：メニュー造成に必要な備品等の購入や、モニターツアーや先進地視察に係る経費、造成したメニューの情報発信やプロモーションに必要な経費など</p> <p>規模拡大型</p> <p>県外からの団体受入を積極的に進めるため、人材育成を核とした体制整備や規模拡大を行おうとする団体への補助。</p> <p>■補助率：1/2 ■限度額：250万円</p> <p>■補助対象経費：コーディネーター人件費（庶務的事務を行う者の人件費は除く）、メニュー造成に必要な備品等の購入、ガイド養成等に要する経費など</p> <p>星取県推進型</p> <p>国内外に提供できる星空を活用した新しい観光メニューの造成やガイドの育成に取り組もうとする団体への補助</p> <p>■補助率：2/3 ■限度額：100万円</p> <p>■補助対象経費：ニューツーリズム造成に必要な備品等の購入や、モニターツアーや先進地視察に係る経費、造成したメニューの情報発信やプロモーションに必要な経費など</p>
申請期間	ステップアップ型及び星取県推進型 随時 規模拡大型 募集期間の設定あり
問合せ先	鳥取県 交流人口拡大本部 観光交流局 観光戦略課 電話 0857-26-7239 FAX0857-26-8308 メールアドレス kankou@pref.tottori.lg.jp
関連サイト	http://www.pref.tottori.lg.jp/213172.htm

イ 豊かな食の魅力を伝える取組

【県】もうかる6次化・農商工連携支援事業(スタートアップ型)

区分	補助金
施策主体	県
対象者	農林漁業者、加工グループ、農業法人（農事組合法人又は農林水産物及び加工品等の年間売上高のうち農林水産物の年間売上高が50パーセント以上であるの会社法人）
施策概要	農林漁業者や加工グループ等による県産農林水産物を使用した加工品づくりの備品整備を支援します。
<p>【支援内容】</p> <p>食品加工に必要な備品購入を支援（3万円以上のもの）</p> <p>【補助率・補助限度額】</p> <p>1/2・100万円</p> <p>※事業の活用希望が多い場合は、予算の範囲内で補助金額の調整を行うことがあります</p> <p>【主な要件】</p> <p>(1) 自ら加工を行うこと</p> <p>(2) 事業で扱う農林水産物は県産50%以上使用すること</p> <p>※ただし、農林漁業者及び農業法人の場合は、事業で取り扱う農林産物のうち、自ら生産した農林産物を50%以上使用すること。</p> <p>【その他】</p> <p>事業募集の詳細は、関連サイトでご確認ください</p>	
申請期間	随時
問合せ先	鳥取県 市場開拓局 食のみやこ推進課 TEL：0857-26-7807 FAX：0857-21-0609
関連サイト	http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=246347

【県】もうかる6次化・農商工連携支援事業（6次産業型）

区分	補助金
施策主体	県
対象者	農林漁業者、農業を営む法人、任意組織（規約を有すること）、農漁協
施策概要	自ら生産、加工・製造、流通・販売を行う6次産業化に取り組む農林漁業者等を支援します。
<p>【支援内容】</p> <p>6次産業化や農商工連携の取組みに必要な経費を支援する。</p> <p>(1) 販路開拓のように6次産業化等の推進に必要な経費（ソフト）</p> <p>(2) 生産、加工等に必要な機械、工事を伴う施設整備（3万円以上のもの）の経費（ハード）</p>	

※畜産、水産の生産経費は対象外

【補助率】 1 / 2 (県 1 / 3、市町村 1 / 6)

※主な要件 (4) に該当する事業は 2 / 3 を補助 (県 1 / 2、市町村 1 / 6)

【県の単年度補助上限額】

農林漁業者(個人) 300 万円

農業を営む法人 700 万円

任意組織・農漁協 受益者 1 人当たり 300 万円ただし上限 3,000 万円

※主な要件 (4) に該当する事業は、上記の額に 3 / 2 を乗じた額

【主な要件】

(1) 自ら生産だけでなく加工もしくは商品の販売を行っていること (又は° ン期間中に行う予定)

(2) 事業で扱う農林水産物は事業実施主体が 50%以上生産すること (又は° ン期間中に行う予定)

(3) 次のいずれかに該当すること

(水産以外)

○認定農業者 ○社会福祉事業を行う法人の場合は、賃金を含む農業所得相当額が基本構想所得並
(水産)

○1 経営体の加工品等の年販売額 150 万円以上を目指す取組

○法人等の加工品製造販売額又は直接販売額が 10%以上向上

(4) 次のいずれかに該当する場合、補助率を嵩上げする

○国際認証取得 ○これまで県外で行っていた加工を自ら行う

申請期間	随時
問合せ先	鳥取県 市場開拓局 食のみやこ推進課 TEL : 0857-26-7807 FAX : 0857-21-0609
関連サイト	http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=245963

【県】初めての6次産業化バックアップ事業

区分	補助金
施策主体	県
対象者	農林漁業者、農林水産業を営む法人、任意組織 (規約を有し、主たる構成員が農林水産業者で構成されている団体)
施策概要	県内の6次産業化に係る推進活動及び加工品づくりに必要な機械・施設整備を支援します。 【支援内容】 食品加工に必要な機械・工事を伴う施設整備 (3万円以上のもの) 及び推進活動を支援 【補助率】 2 / 3 【補助限度額】 40 万円 ※事業の活用希望が多い場合は、予算の範囲内で補助金額の調整を行うことがあります 【主な要件】 (1) 自ら加工を行うこと (2) 事業で扱う農林水産物は県産 50%以上使用すること *ただし、農林漁業者及び農林水産業を営む法人の場合は、事業で取り扱う農林産物のうち、自ら生産した農林産物を 50%以上使用すること。

申請期間	随時
問合せ先	鳥取県 市場開拓局 食のみやこ推進課 TEL : 0857-26-7807 FAX : 0857-21-0609
関連サイト	http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=250260

【県】とっとりオリジナル加工品づくり支援事業

区分	補助金
施策主体	県
対象者	県内の農産加工グループ、農業法人、ジビエ振興に取り組む任意団体等、「食のみやこ鳥取県」推進サポーター(従業員数が6人以上の事業者を除く。)
施策概要	地元食材を使った加工品の開発・販路開拓を支援します。 補助対象事業 1 地元農林水産物を使用した新商品の開発 2 成功事例の視察研修の実施 3 消費者を対象としたモニタリングの実施 4 県内量販店等での試食・販売PRの実施 5 その他目的達成に必要な事項 補助率及び補助金額等 (1) 補助率：補助対象経費の1/2 (2) 補助限度額：15万円/1事業者 補助対象経費 試作材料費、旅費、食糧費、謝金、会場借上料、試食品代金、パッケージデザイン版下作成費、PR資材作成費等
申請期間	随時
問合せ先	鳥取県 市場開拓局 食のみやこ推進課 TEL : 0857-26-7853 FAX : 0857-21-0609
関連サイト	http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=178535

【県】とっとりオリジナルメニューづくり支援事業

区分	補助金
施策主体	県
対象者	県内の農村レストラン、旅館、ホテル、道の駅の飲食店事業者、「食のみやこ鳥取県」推進サポーター(飲食店で県産農林水産物の使用割合が5割以上のメニューを開発するサポーターに限る。) ※ジビエメニューの場合は、飲食店以外のサポーター、ジビエ振興に取り組む任意団体等を対象とする。
施策概要	地元食材を使った料理の開発(ジビエ料理を含みます)・PR活動を支援します。

補助対象事業

- 1 主として県産農林水産物及び県産ジビエを使用した料理の開発及び地元のジビエ（野生鳥獣肉）を使用した加工品・料理の開発
- 2 成功事例の視察研修の実施
- 3 消費者を対象としたモニタリングの実施
- 4 マスコミへの開発した料理についての資料の提供
- 5 開発した料理の P R
- 6 その他目的達成に必要な事業

※上記のうち、1、3及び4は必ず実施してください。

補助率及び補助金額等

- (1) 補助率：補助対象経費の 1/2
- (2) 補助限度額：25 万円/1 事業者

補助対象経費

試作材料費、旅費、食糧費、謝金、試食品代金、P R 資材作成費等

申請期間	随時
問合せ先	鳥取県 市場開拓局 食のみやこ推進課 TEL：0857-26-7853 FAX：0857-21-0609
関連サイト	http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=178538

【県】食のみやこ鳥取県づくり支援交付金

区分	補助金
施策主体	県
対象者	鳥取県の食材や食文化、料理等の普及活動、地域資源を活用した名物料理づくりや特産品開発、ブランド化推進に取り組む県内外の民間団体、任意グループ等
施策概要	食のみやこ鳥取県のイメージアップ及び県産品のブランド化、名物料理開発による地域振興等、食のみやこ鳥取県につながる活動を幅広く支援します。
一般枠・コンベンション P R 枠・直売所連携魅力アップ枠	
1 事業の内容	
＜一般枠＞食のみやこ鳥取県のイメージアップのための情報発信やブランド化の推進、特産品開発、名物料理づくり等、食を切り口にした産業振興、地域振興に資する取組み	
＜コンベンション P R 枠＞全国からの来県者が見込まれる全国規模のスポーツ大会やコンベンション等に参加する来県者に対し、民間の方々のノウハウや活力を最大限に活用し、「食のみやこ鳥取県」を P R する民間等の取組	
＜直売所連携魅力アップ枠＞県内の直売所が連携し、活性化・魅力向上を図る取組	
2 交付対象者 民間団体、グループ等	
※直売所連携魅力アップ枠は、県内の直売所・道の駅、直売所・道の駅が連携して組織する協議会、農漁協等が対象です。	
※一般枠は市町村、食のみやこ鳥取ブランド団体支援交付金・鳥取県林業団体等支援交付金の対象団体、個別企業等は対象外です。本交付金の主となる申請者は、原則として鳥取県内に事業所等を有	

する者として。また構成員のうち、県外事業者等が含まれる場合は、構成員の1/2未満とします。)

3 交付対象経費 事業実施に必要な調査、食材等の購入、情報発信、イベント開催等に要する経費(ただし、実施主体の運営に係る経常的な経費、人件費、食糧費、備品購入費は除く)

※食との関連性が低い集客イベント部分については、対象としない場合があります。

4 交付率 1/2以内

5 交付金の上限額 <一般枠> 上限額 200万円

※ただし、県内における中国ブロック以上の規模で開催するイベントで、かつ、見込まれる集客が1万人以上の場合、交付限度額を400万円とする。

(※予算の都合上、交付限度額4,000千円の事業については、本年度の募集を行わない。)

<コンベンションPR枠> 上限額 25万円

<直売所連携魅力アップ枠> 上限額 50万円

特別枠

1 事業の内容 食のみやこ鳥取県のイメージアップのため、食の美味しさ、楽しさの発信や文化的側面などに着目した営利を目的としない取組み

2 交付対象者 民間団体、グループ、企業、個人等(※市町村、食のみやこ鳥取ブランド団体支援交付金・鳥取県林業団体等支援交付金の対象団体は交付対象外です。本交付金の主となる申請者は、原則として鳥取県内に事業所等を有する者として。また構成員のうち、県外事業者等が含まれる場合は、構成員の1/2未満とします。)

3 交付対象経費 事業実施に必要な調査、食材等の購入、情報発信、イベント開催等に要する経費(ただし、実施主体の運営に係る経常的な経費、人件費、食糧費、備品購入費は除く)

4 交付率 10/10以内

5 交付金の上限額 上限額 25万円

※(1)・(2)とも、対象経費のうち委託費については、原則、県内事業者が実施したものに限り。

申請期間	募集期間の設定あり
問合せ先	鳥取県 市場開拓局 食のみやこ推進課 TEL : 0857-26-7853 FAX : 0857-21-0609
関連サイト	http://www.pref.tottori.lg.jp/178541.htm

ウ 交流促進・地域の賑わいづくりにつながる取組

【八頭町】体験交流推進事業費補助金

区 分	補助金
施策主体	八頭町
対象者	補助対象事業を実施する八頭町内の集落、農家及び、八頭町に住所を有する団体
対象事業例	県外都市部住民を概ね 5 名以上を受け入れ、八頭町内で体験交流を行う事業
施策概要	交流人口の増加と地域の活性化を図ることを目的に、八頭町内の集落、農家及び団体が県外都市部住民と、農林漁業体験や農村生活体験等を通じた交流を行う事業に対し、経費の一部を補助します。
	<p>【対象経費】</p> <p>県外都市部住民と地元住民との交流促進に要する経費のうち、借上料、使用料、燃料費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費 等</p> <p>【補助金の額と補助限度額】</p> <p>補助対象経費の合計額の 10 分の 10 以内 補助限度額 3 万円</p>
申請期間	随時
問合せ先	八頭町 産業観光課 商工観光室 TEL：0858-72-0144
関連サイト	http://www.town.yazu.tottori.jp/2610.htm

【鳥取市】輝く中山間地域創出事業補助金

区 分	補助金
施策主体	鳥取市
対象者	鳥取市内に住所を有する各種団体（集落、農業生産団体、各地域任意団体、NPO法人等）
対象事業例	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活性化計画の策定 ・特産品開発や地域食材による新たな食メニューの開発 ・休耕田を活用した特産品栽培 ・新たな地域イベントの創出 ・伝統工芸品、伝統芸能の伝承活動 ・ 地域コミュニティ強化対策の取り組み ・地域資源を活用したむらまち交流 など
施策概要	<p>・地域住民や団体等が自ら創意工夫を凝らし、中山間地域の活性化をめざして取り組む地域活性化計画の策定及び計画に基づくソフト事業を支援します。</p> <p>・むら（中山間地域の集落、任意団体等）とまち（市街地の自治会、任意団体等）又はむら同士が、中山間地域の地域資源等を活用し、相互の連携と理解を図ることで互いの活性化につながる交流を支援します。</p>
	<p>【対象経費】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域活性化計画の策定に要する経費 （報償費、旅費、需用費、役務費、借り上げ料、原材料費等） 2. 地域活性化計画に基づいて実施するソフト事業に要する経費

(報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、借り上げ料、原材料費、3万円以内の備品購入費等)

3. 里山交流 (中山間地域の地域資源を主体とした交流事業) に要する経費 (→ 1と同じ内容)

【補助率と補助上限額】

1. 活性化計画の策定 10 分の 10 以内 10 万円
2. 活性化計画に基づくソフト事業 10 分の 8 以内 200 万円
(複数年次で取り組む場合は、最大 3 年累計上限 200 万円)
3. 里山交流 10 分の 10 以内 10 万円

申請期間	募集期間の設定あり
問合せ先	鳥取市 企画推進部 地域振興局 地域振興課 電話 0857-30-8172 FAX0857-20-3919 メールアドレス chiikishinko@city.tottori.lg.jp
関連サイト	http://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1372322773932/index.html

2 民泊に取り組む地域・団体向けのサポート

(1) 地域ぐるみで民泊を活用する取組に対する支援

【県】観光客の心に響く滞在型地域創造事業補助金 [魅力ある滞在エリア創造支援事業 (民泊推進協議会向け支援メニュー)]

区分	補助金
施策主体	県
対象者	「民泊推進協議会」・・・鳥取県内の周辺地域で教育旅行等の民泊受入れに取り組む2者(個人を含む)以上で構成される連携事業者
施策概要	鳥取県らしさを堪能する特色ある宿泊体験(民泊、古民家活用)を中心に地域資源を活用したコンテンツ(観光素材)づくりやこれら結び付けた魅力ある滞在エリアの創造に取り組む民泊推進協議会を支援
<p>【補助対象経費】</p> <p>①滞在エリア内において地域ぐるみで宿泊客を迎えるにあたっての「おもてなし」を向上させる取組に要する経費</p> <p>②これまでは宿泊客による消費効果が及びにくかった民泊等施設以外の飲食店・販売店や体験施設等に宿泊客を引き込みエリア内での滞在時間を増やす取組に要する経費</p> <p>③滞在エリア内における受入れ家庭確保のための掘り起こしに要する経費</p> <p>④魅力ある宿泊体験メニュー創造事業(宿泊事業者向け支援メニュー)に要する経費</p> <p>【補助率と補助上限額】</p> <p>2/3・上限60万円 ※①～③に係る事業のうちいずれか2つ以上を実施すること</p>	
申請期間	募集期間の設定あり
問合せ先	鳥取県 地域づくり推進部 中山間・地域交通局 中山間地域政策課 電話 0857-26-7129 FAX0857-26-8107 メールアドレス chusan-chiikiseisaku@pref.tottori.lg.jp
関連サイト	http://www.pref.tottori.lg.jp/283872.htm

【国】農山漁村振興交付金(農泊推進対策)

区分	補助金
施策主体	国(農林水産省)
対象者	
施策概要	
<p>1 農泊推進事業</p> <p>【補助対象事業】</p> <p>農泊の推進により地域の所得向上を図ろうとする意欲ある地域において、農泊を観光ビジネスとして持続</p>	

的に活動できる体制の確立、農山漁村に賦存する伝統料理等の「食」、美しい景観等の地域資源を観光コンテンツとして磨き上げる取組、情報発信等の取組

【事業実施主体】

地域協議会、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、農林漁業者が組織する団体、地方公共団体が出資する団体、地域再生推進法人、P F I 事業者又は特定非営利法人

【補助率・限度額等】

定額、1 年目：上限 500 万円 2 年目：上限 500 万円

2 人材活用事業

【補助対象事業】

農泊の推進により地域の所得向上を図ろうとする意欲ある地域において、地域外の人材や中小企業経営診断士等の専門的スキル等を活用する取組

【事業実施主体】「1 農泊推進事業」を実施している者

【補助率・限度額等】

定額、各年度の助成額の上限は、250 万円とする。ただし、そのうち人件費に相当する額については、200 万円を上限とする。また、研修手当の上限単価は、月額 14 万円とする。

3 農泊地域高度化促進事業

【補助対象事業】

増大するインバウンド需要に対応するための、キャッシュレス環境の整備、Wi-Fi 環境の整備、多言語対策、トイレの洋式化等のストレスフリーな環境の整備、高付加価値化に資する食事メニューや体験プログラムの開発など受入体制の整備の高度化に資する取組

【事業実施主体】地域協議会

【補助率・限度額等】定額で上限 200 万円。ただし、トイレの改修に係る交付率は 1/2 以内とする。

4 農家民宿転換促進費

【補助対象事業】

農泊実践地域における旅行者の受入拡大を図るため、農家民泊から農家民宿へ転換する取組

【事業実施主体】5 施設整備事業のイを実施している連携体（連携体の構成員である農家民泊経営者は、本事業完了後の翌年度末までに余暇法に基づく農林漁業体験民宿業の登録をしていること）

【補助率・限度額等】定額、連携体の構成員である農家民泊経営者 1 名当たりの助成額の上限は、100 万円 又は 5 施設整備事業のイの事業における①に要した費用の 1 / 2 のいずれか低い額とする。

5 施設整備事業

ア 市町村・中核法人実施型

【補助対象事業】

古民家、廃校舎等を活用した滞在施設、農林漁業・農山漁村体験施設等を整備する取組

【事業実施主体】市町村、地域協議会の中核となる法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、農林漁業者が組織する団体、地方公共団体が出資する団体、地域再生推進法人、P F I 事業者又は特定非営利活動法人

【補助率・限度額等】1/2、2 カ年の助成額の上限は、2,500 万円とする。ただし、古民家、廃校舎等の遊休資産を改修する場合で要件を満たす場合にあっては、5,000 万円又は 1 億円とする。

※イの事業との併用は不可

イ 農家民泊経営者等実践型

【補助対象事業】①旅館業法に基づく簡易宿所の営業許可の取得に最低限必要となる設備の整備

②個人旅行者を呼び込むために必要となる宿泊施設の質の向上のための設備の整備

【事業実施主体】連携体（連携体の構成員である農家民泊経営者は、本事業完了後の翌年度末までに余暇法に基づく農林漁業体験民宿業の登録をしていること）

【補助率・限度額等】1 / 2 上限 5,000 万円（農家民泊経営者等の 1 名当たりの上限 1,000 万円）

※アの事業との併用は不可

申請期間	募集期間の設定あり
問合せ先	中国四国農政局 農村振興部 農村計画課 【電話】086-224-4511（代表）
関連サイト	http://www.maff.go.jp/chushi/green/nousangyoson/index.html

（２）研修開催等に係る取組に対する支援

【団体】とっとりSDGs推進補助金（研修等支援型）

区分	補助金
施策主体	とっとり県民活動活性化センター
対象者	<p>✓ 県内に事務所を有する非営利で公益を目的とした団体（法人格の有無を問わない。）。</p> <p>ただし、同一年度に運営費の全部又は一部に国や地方公共団体からの資金を充てている団体を除く。主体的に地域づくり活動を行っており、県内に事務所又は活動拠点を有すること</p> <p>✓ 次の団体は対象外</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 県が交付する補助金等を当該事業に充当している団体 ➢ 政治・選挙・宗教・特定の思想の普及に関わる団体 ➢ 暴力団又は暴力団員等の統制下にある団体 ➢ 団体として実体のないもの
施策概要	SDGsの理念に沿った活動のために講師・有識者・アドバイザー等を招いて広く県民を対象として開催する研修会及び講習会（以下「研修会等」という。）の開催に要する経費を支援。
<p>【補助金の概要】</p> <p>(1) 補助上限額 5万円（一定規模（参加者が50名以上）を満たす場合は10万円を上限とする。）</p> <p>(2) 補助率 10 / 10</p> <p>(3) 対象期間：補助金交付決定日から令和3年2月28日（金）まで</p> <p>(3) 補助対象経費</p> <p>研修会等に招く講師や有識者、アドバイザー等の謝金 講師や有識者、アドバイザー等の旅費（交通費・宿泊費）</p>	

申請期間	募集期間の設定あり
問合せ先	公益財団法人とっとり県民活動活性化センター 〒682-0023 鳥取県倉吉市山根 557-1 パープルタウン 2 F TEL:0858-24-6460 受付時間 10:00～18:00(土日祝除く) ファクシミリ:0858-24-6470 メールアドレス : nfo@tottori-katsu.net
関連サイト	公益財団法人とっとり県民活動活性化センターHP http://tottori-katsu.net/

【団体】教育旅行サービス向上等支援補助金

区分	補助金
施策主体	鳥取県観光連盟（鳥取県教育旅行誘致促進協議会）
対象者	（１）鳥取県内で教育旅行の受入れに取り組む事業者 （２）鳥取県内で教育旅行の受入れに取り組む２者（個人を含む）以上で構成される連携事業者
施策概要	鳥取県が教育旅行の目的地として選ばれるために、他自治体との差別化を図る本県独自コンテンツの整備や、教育現場や旅行会社等のニーズに応じた教育旅行サービス・品質の向上、民間主体での自発的な連携に係る取組を支援します。
<p>【補助対象経費】</p> <p>以下の（１）から（２）に掲げる取組に要する経費。 ただし、事務費、人件費等の補助対象事業者の運営経費は補助対象経費から除く。</p> <p>（１）教育旅行の受入れにあたってのサービス・品質向上をはかる取組 （例）アレルギー対策・食事メニュー開発等に係る研修開催、地域ぐるみのおもてなしの雰囲気演出する取組</p> <p>（２）学校・旅行会社からのニーズに応える新サービス・商品開発や既存体験プログラム・メニューのブラッシュアップをはかる取組 （例）「アクティブラーニング」（課題の発見と解決に向けて主体的・協働的に学ぶ課題解決学習）を踏まえた体験プログラム整備、雨天時の代替プログラム整備に係る専門家派遣・先進地視察</p> <p>（３）事業者間の連携によるサービス提供プロセスの改善に向けた取組 （例）一元受付窓口の設置に係る相互研修・共同マニュアル整備</p> <p>【補助率・補助上限額】 1 / 2、1 補助対象事業者に対する上限額は 50 千円とする。</p>	
申請期間	随時
問合せ先	公益社団法人 鳥取県観光連盟 〒680-0805 鳥取県鳥取市相生町 4 丁目 411 TEL 0857-39-2111 FAX 0857-39-2100
関連サイト	鳥取県観光連盟HP「教育旅行」 http://www.tottori-guide.jp/1332/

【団体】「とっとりプロボノ」による支援

区分	人的支援
施策主体	とっとり県民活動活性化センター

<p>対 象 者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 鳥取県内に事務所（所在地）または活動拠点を置く団体 ✓ 営利を目的とせず、宗教・政治活動を主な目的としない団体（法人格の有無は問わず） ✓ 定款、運営規約、会則のいずれかを有すること ✓ 意思決定者および窓口担当者を最低 1 名置き、組織としての受け入れ体制が確保できること ✓ プロジェクト実施期間中、プロボノワーカーやとっとり県民活動活性化センター等との電話・メールによる迅速な対応等、円滑なコミュニケーションが図れる団体 ✓ 同時期に同様の分野での補助金および他のプロボノ支援を受けていないこと
<p>対象事業例</p>	<p>団体のさまざまな困りごとに対して、団体ごとに支援プログラムを組み立て、とっとり県民活動活性化センターに登録された県内のプロボノワーカーと一緒に課題解決に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事務作業をもっと効率的にやりたいが・・・。 ○ 事業がマンネリ化。事業の企画に行き詰っている。 ○ フェイスブックで団体のページを作りたいが、メンバーでは作れない。 ○ クラウドファンディングを利用してみたいが、方法がわからない。 ○ 事業に対して外部の意見を聞いてみたいが、周りに聞ける人がいない。
<p>施策概要</p>	<p>社会人・若者ボランティア「とっとりプロボノ」による NPO 等に対する事業計画立案、マーケティング基礎調査等を支援し団体の課題解決を目指す。</p> <p>※「プロボノ」（仕事等で得た経験やスキルを活かしたボランティア）によりボランティア登録者（プロボノワーカー）が県内の N P O や地域づくり団体等（以下「団体」という。）への支援を行うもの。</p> <p>【内容】</p> <p>プロボノ支援を希望し、とっとり県民活動活性化センターにより実施可能と判断された団体（以下「団体」という。）の支援内容にもとづき、とっとり県民活動活性化センターがプロジェクトを立ち上げ、プロボノワーカーとして登録いただいた方のなかから、プロジェクトに参加していただけるプロボノワーカー登録者と団体のマッチングを行う。</p> <p>【経費】プロジェクト実施にかかる以下の費用は、センターが負担します。</p> <p>（１）プロボノワーカーが参加する会議、ワークショップ等にかかる費用</p> <p>（２）プロボノワーカーの旅費（ただし、状況により送迎等をお願いすることがあります。）</p> <p>（３）その他、支援の目的の達成に資する費用のうち、とっとり県民活動活性化センターが必要と認めるもの</p> <p>ただし、以下のような経費はとっとり県民活動活性化センターが負担する費用の対象外となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体のプロジェクト参加者の飲食代 ・ホームページに関する費用（サーバーの使用料金、ドメイン取得に要する費用、コーディング費用） ・印刷物制作における成果物の印刷費用 ・有料のソフトウェア、または、有料の写真素材・画像素材等を購入する場合の購入費用
<p>申請期間</p>	<p>募集期間の設定あり</p>

問 合 せ 先	<p>公益財団法人とっとり県民活動活性化センター</p> <p>〒682-0023 鳥取県倉吉市山根 557-1 パープルタウン 2 F</p> <p>TEL:0858-24-6460 受付時間 10:00~18:00(土日祝除く)</p> <p>ファクシミリ:0858-24-6470 メールアドレス : info@tottori-katsu.net</p> <p>■ 東部とっとり創生支援センター（県東部庁舎 1 階東部振興課内）TEL:0857-20-3528</p> <p>■ 中部とっとり創生支援センター（パープルタウン 2 階活性化センター内）TEL:0858-26-6262</p> <p>■ 西部とっとり創生支援センター（県西部総合事務所 1 階西部振興課内） TEL:0859-31-9694</p>
関連サイト	<p>公益財団法人とっとり県民活動活性化センターHP http://tottori-katsu.net/</p>

(3) その他 (地域課題の解決に向けた取組への支援)

【県】令和新時代創造県民運動推進補助金

区分	補助金				
施策主体	県				
対象者	<p>(1) 地域づくりに意欲があり、県内に事務所又は活動拠点を有すること（法人格は問わない）（「若者チャレンジ型」は県内に居住すること） NPO、ボランティア団体、住民主体の実行委員会、自治会等の地域住民組織、企業、商工団体、各種産業団体及びその青年部組織 など ※営利を目的とする企業の場合、自社の経済活動に類する活動以外の取組で、地域活性化のための社会貢献的な活動を対象とする）</p> <p>(2) 以下の項目に該当する団体ではないこと</p> <p>a. 県の他の補助金、交付金等を当該事業のために受け入れている団体</p> <p>b. 国、他の地方公共団体又は団体等からの補助金、交付金等を当該事業のために本補助金の額を超えて受け入れている団体</p> <p>c. 政治・選挙・宗教・特定の思想の普及に関わる団体</p> <p>d. 暴力団又は暴力団員等の統制下にある団体</p> <p>e. 団体としての実体のないもの</p>				
対象事業例	<ul style="list-style-type: none"> ・地域資源を活かしたまちづくりを図る事業 ・伝統・文化の保存や活用を図る事業 ・自然環境や景観保全を図る事業 ・安心・安全な地域づくりを図る事業 ・福祉・健康づくりを促進する事業 ・地域内、地域間交流・人材育成を促進する事業 				
施策概要	県内で地域をより良くするために自ら取り組む、住民団体、NPO、企業、商工団体などの各種産業団体及びその青年部組織など多様な主体の様々な活動を支援				
申請区分	対象事業	補助限度額	補助率	採択予定件数	
若者チャレンジ型	10歳から25歳までの年齢3名以上の若者が中核となって構成する団体による新たな取組み、これまでの取組みを拡充する取組みや試行的な取組み。	15万円	10/10	15件程度	
スタートアップ型	スタート支援	地域活性化のための新たな取組み、これまでの取組みを拡充する取組みや試行的な取組み。	10万円	10/10	40件程度
	ステップアップ支援	過去にスタートアップ型〔H27以前の鳥取力創造運動支援補助金についてはスタートアップ型（「新規」又は「継続」）の補助を受けた事業で、新たな工夫や基盤整備により、中・長期的な活動の継続、成長を視野に入れて行うもの。	30万円	3/4	10件程度
とっとりドリーム型	これまでの活動を更に発展させ、クラウドファンディングの方法によるふるさと納税の寄附を活用して、より広く人々を巻き込み共感を得ながら取り組む事業。	200万円	10/10	10件程度	

	<p>※クラウドファンディングによる寄附の受付をした結果、目標額に達しなかった場合、補助金の交付は行いません。</p> <p>※クラウドファンディングによる寄附の目標額が50万円以上200万円以下の事業が対象です。</p>																																													
申 期 請 問	<p>下表の募集区分に対応して、それぞれ補助対象となる事業期間を設定します。同期間以前に実施した活動に係る経費については補助対象となりませんので注意してください。</p> <p>(1) 若者チャレンジ型</p> <table border="1" data-bbox="395 526 1481 696"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>募集期間</th> <th>補助対象となる事業期間(注)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次募集</td> <td>令和2年5月11日(月)から 6月15日(月)まで</td> <td>令和2年8月1日から 令和3年3月31日まで</td> </tr> <tr> <td>2次募集</td> <td>令和2年8月7日(金)から 9月14日(月)まで</td> <td>令和2年11月1日から 令和3年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) スタートアップ型</p> <table border="1" data-bbox="395 763 1481 994"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>募集期間</th> <th>補助対象となる事業期間(注)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次募集</td> <td>令和2年3月9日(月)から 4月3日(金)まで</td> <td>令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで</td> </tr> <tr> <td>2次募集</td> <td>令和2年5月25日(月)から 6月29日(月)まで</td> <td>令和2年11月1日から 令和3年3月31日まで</td> </tr> <tr> <td>3次募集</td> <td>令和2年8月24日(月)から 9月28日(月)まで</td> <td>令和2年8月1日から 令和3年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) とっとりドリーム型</p> <table border="1" data-bbox="395 1061 1481 1464"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>募集期間</th> <th>補助対象となる事業期間(注)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次募集</td> <td>令和2年4月1日(水)から 4月30日(木)まで</td> <td>令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで</td> </tr> <tr> <td>2次募集</td> <td>令和2年5月1日(金)から 5月29日(金)まで</td> <td>令和2年5月1日から 令和3年3月31日まで</td> </tr> <tr> <td>3次募集</td> <td>令和2年6月1日(月)から 6月30日(火)まで</td> <td>令和2年6月1日から 令和3年3月31日まで</td> </tr> <tr> <td>4次募集</td> <td>令和2年7月1日(水)から 7月31日(金)まで</td> <td>令和2年7月1日から 令和3年3月31日まで</td> </tr> <tr> <td>5次募集</td> <td>令和2年8月3日(月)から 8月31日(月)まで</td> <td>令和2年8月1日から 令和3年3月31日まで</td> </tr> <tr> <td>6次募集</td> <td>令和2年9月1日(火)から 9月30日(水)まで</td> <td>令和2年9月1日から 令和3年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)「事業」とは、例えばイベントや研修会を実施する場合は催事とその準備、精算業務の全体を指します。一年を通じて複数回催事を実施する「事業」については、最初に行う催事の準備期間を目安に応募してください。</p>				区分	募集期間	補助対象となる事業期間(注)	1次募集	令和2年5月11日(月)から 6月15日(月)まで	令和2年8月1日から 令和3年3月31日まで	2次募集	令和2年8月7日(金)から 9月14日(月)まで	令和2年11月1日から 令和3年3月31日まで	区分	募集期間	補助対象となる事業期間(注)	1次募集	令和2年3月9日(月)から 4月3日(金)まで	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	2次募集	令和2年5月25日(月)から 6月29日(月)まで	令和2年11月1日から 令和3年3月31日まで	3次募集	令和2年8月24日(月)から 9月28日(月)まで	令和2年8月1日から 令和3年3月31日まで	区分	募集期間	補助対象となる事業期間(注)	1次募集	令和2年4月1日(水)から 4月30日(木)まで	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	2次募集	令和2年5月1日(金)から 5月29日(金)まで	令和2年5月1日から 令和3年3月31日まで	3次募集	令和2年6月1日(月)から 6月30日(火)まで	令和2年6月1日から 令和3年3月31日まで	4次募集	令和2年7月1日(水)から 7月31日(金)まで	令和2年7月1日から 令和3年3月31日まで	5次募集	令和2年8月3日(月)から 8月31日(月)まで	令和2年8月1日から 令和3年3月31日まで	6次募集	令和2年9月1日(火)から 9月30日(水)まで	令和2年9月1日から 令和3年3月31日まで
区分	募集期間	補助対象となる事業期間(注)																																												
1次募集	令和2年5月11日(月)から 6月15日(月)まで	令和2年8月1日から 令和3年3月31日まで																																												
2次募集	令和2年8月7日(金)から 9月14日(月)まで	令和2年11月1日から 令和3年3月31日まで																																												
区分	募集期間	補助対象となる事業期間(注)																																												
1次募集	令和2年3月9日(月)から 4月3日(金)まで	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで																																												
2次募集	令和2年5月25日(月)から 6月29日(月)まで	令和2年11月1日から 令和3年3月31日まで																																												
3次募集	令和2年8月24日(月)から 9月28日(月)まで	令和2年8月1日から 令和3年3月31日まで																																												
区分	募集期間	補助対象となる事業期間(注)																																												
1次募集	令和2年4月1日(水)から 4月30日(木)まで	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで																																												
2次募集	令和2年5月1日(金)から 5月29日(金)まで	令和2年5月1日から 令和3年3月31日まで																																												
3次募集	令和2年6月1日(月)から 6月30日(火)まで	令和2年6月1日から 令和3年3月31日まで																																												
4次募集	令和2年7月1日(水)から 7月31日(金)まで	令和2年7月1日から 令和3年3月31日まで																																												
5次募集	令和2年8月3日(月)から 8月31日(月)まで	令和2年8月1日から 令和3年3月31日まで																																												
6次募集	令和2年9月1日(火)から 9月30日(水)まで	令和2年9月1日から 令和3年3月31日まで																																												
問 合 せ 先	<p>○鳥取県地域づくり推進部県民参画協働課 住所 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 (鳥取県庁本庁舎1階) 電話 0857-26-7248/ファクシミリ 0857-26-8112 /電子メール kenminsankaku@pref.tottori.lg.jp</p> <p>○(鳥取市、岩美郡、八頭郡での活動に関すること) 地域づくり推進部東部地域振興事務所東部振興課 住所 〒680-0061 鳥取市立川町六丁目176 (鳥取県東部庁舎1階) 電話 0857-20-3527/ファクシミリ 0857-20-3656 /電子メール toubu-shinkou@pref.tottori.lg.jp</p> <p>○(倉吉市、東伯郡での活動に関すること)</p>																																													

	<p>中部総合事務所中部振興課 住所 〒682-0802 倉吉市東巖城町 2 電話 0858-23-3177／ファクシミリ 0858-23-34255 ／電子メール chubu-shinkou@pref.tottori.lg.jp ○（米子市、境港市、西伯郡での活動に関すること）</p> <p>西部総合事務所西部振興課 住所 〒683-0054 米子市糀町一丁目 1 6 0 電話 0859-31-9606／ファクシミリ 0859-31-9639 ／電子メール seibu-shinkou@pref.tottori.lg.jp ○（日野郡での活動に関すること）</p> <p>日野振興センター地域振興課 住所 〒689-4503 日野郡日野町根雨 1 4 0 - 1 電話 0859-72-2081／ファクシミリ 0859-72-2072 ／電子メール hino-shinkou@pref.tottori.lg.jp</p>
<p>関連サイト</p>	<p>http://www.pref.tottori.lg.jp/127928.htm</p>

3 旅館業「簡易宿所」営業許可を取得して民泊に取り組む方向けのサポート

(1) 「簡易宿所」営業許可取得に係る助成

【八頭町】民泊開設支援事業補助金

区 分	補助金
施策主体	八頭町
対象者	町内居住者（八頭町に住居登録がなされている者）又は町内居住者で組織される任団体
対象事業例	町内地域において新たに民家を活用した宿泊事業を行おうとする事業で3年以上継続することが見込まれる事業であり、以下の2事業 ①民泊開設事業において簡易宿所営業及び飲食店営業許可申請に係る事業 ②民泊開設事業に係る住宅リフォーム及び消化器及び火災警報器等を設置する事業
施策概要	地域の人材や資源の活用を図り、都市住民との交流を通じて地域の活性化を推進するため、民泊開設事業を行おうとする者に対し補助金を交付する。 【補助対象経費】 ①簡易宿所営業及び飲食店営業の許可申請に要する費用 ②住宅リフォーム及び消化器及び火災報知器等の設置に要する費用 【補助額】 ①補助対象事業費の2分の1の額とする。ただし2万円を限度額とする。 ②補助事業者が A 個人である場合：補助対象経費の2分の1又は50万円のいずれか低い額 B 団体である場合：補助対象経費の2分の1又は70万円に補助対象戸数を乗じて得た額のいずれか低い額
申請期間	随時
問合せ先	八頭町 産業観光課 商工観光室 TEL：0858-72-0144
関連サイト	http://www.town.yazu.tottori.jp/2076.htm#05

【団体】とっとり因幡グリーンツーリズム補助事業〔農家民泊等推進補助金〕

区 分	補助金
施策主体	とっとり因幡グリーンツーリズム推進協議会
対象者	とっとり因幡グリーンツーリズム推進協議会会員
施策概要	簡易宿所営業許可取得手数料・飲食店営業許可取得手数料を補助します 【補助対象要件】 ①申請時に以下の書類を提出すること。

- 1、農家民泊等推進補助金交付申請書
- 2、旅館業法・食品衛生法にかかる営業許可取得予定者一覧表

②取得後に以下の書類を提出すること。

- 1、農家民泊等推進補助金実績報告書
- 2、旅館業法・食品衛生法にかかる営業許可証の写し（今年度取得分に限る）
- 3、旅館業法・食品衛生法にかかる営業許可取得者一覧表〈実績報告〉
- 4、請求書

【補助率等】

簡易宿所営業許可取得手数料：1/2 補助上限 11,000 円

飲食店営業許可取得手数料：1/2 補助上限 8,800 円

申請期間	随時
問合せ先	とっとり因幡グリーンツーリズム推進協議会 事務局 岩美町立渚交流館（鳥取県岩美郡岩美町牧谷 690 番地 20） TEL/FAX：0857-73-0118 E-mail：jimukyoku@tottori-inaba-gt.jp
関連サイト	http://www.tottori-inaba-gt.jp/

(2) ユニバーサル化等に係る取組に対する 支援

【県】宿泊施設魅力アップ事業補助金

区分	補助金
施策主体	県
対象者	県内宿泊施設（旅館・ホテル・簡易宿所）
施策概要	鳥取県内の宿泊施設等における魅力向上に資する環境整備に対し経費の一部を助成します。
	<p>ユニバーサル化事業</p> <p><補助対象経費></p> <p>(1)客室、食事処等のユニバーサル化（和室へのベッドの整備、食事処への机・椅子などの整備、和式トイレの洋式化等）に要する次の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 工事請負費、備品購入費 <p>(2)テレビの字幕・手話放送、外国語放送導入に要する次の経費（受信料等のランニングコストは除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 工事請負費、備品購入費 <p>魅力向上事業</p> <p><補助対象経費></p> <p>(3)体験メニューの造成に要する次の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費等）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費 <p>(4)宿泊客受入れのためのおもてなし研修会開催等に要する次の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費等）、役務費、委託料、使用料及び賃借料 <p>【補助率・補助上限額】</p> <p>1/2（上限額 100 万円）</p> <p>ただし、（1）和式トイレの洋式化については、3分の1（上限額 100 万円）</p>
申請期間	随時
問合せ先	鳥取県 交流人口拡大本部 観光交流局 観光戦略課 電話 0857-26-7239 FAX0857-26-8308 メールアドレス kankou@pref.tottori.lg.jp
関連サイト	http://www.pref.tottori.lg.jp/221019.htm

(参考)関係団体の取組

◎一般社団法人山陰インバウンド機構

団体概要	山陰インバウンド機構と Airbnb は、山陰を訪れる日本国内外からの旅行者数を増大させる観光促進施策を推進することを目的とした覚書を締結。Airbnb との連携により、民泊受入者が滞在旅行者を受け入れるための地域での協力体制の構築、農山漁村滞在の受け入れ先ホストの開拓や教育、マーケティング等を共同で支援。
問合せ先	一般社団法人山陰インバウンド機構 〒683-0043 鳥取県米子市末広町 311 番地米子駅前ショッピングセンター4F TEL (0859) 21-1502 FAX (0859) 21-1524
関連サイト	https://www.sanin-tourism.com/

◎鳥取県教育旅行誘致促進協議会

団体概要	教育旅行における民泊の利用促進のため、受入家庭の増加に取り組む地域協議会（民泊等の推進組織）への支援、研修等の受地体制整備に取り組む。 <平成 27 年 6 月設立、市町村・観光事業者・民泊受入団体等で構成>
問合せ先	鳥取県教育旅行誘致促進協議会（事務局：公益社団法人鳥取県観光連盟） 〒680-0805 鳥取県鳥取市相生町 4 丁目 411 TEL 0857-39-2111 FAX 0857-39-2100
関連サイト	鳥取県観光連盟HP「教育旅行」 http://www.tottori-guide.jp/1332/

◎第一次産業観光利活用推進協議会

団体概要	県内農林水産業の特性を活かした観光素材の掘り起こし等による観光誘客、生産者の所得向上を目指す中で、重点事項として JA 等農業関係団体の会員への農家民泊の普及活動に取り組む。 <平成 28 年 8 月設立、JA 等会員団体で構成>
問合せ先	第一次産業観光利活用推進協議会（事務局：鳥取県農業協同組合中央会） 〒680-0833 鳥取県鳥取市末広温泉町 7 2 3 電話 0857-21-2611 FAX0857-37-0052 メールアドレス ja31kouhou@true.ocn.ne.jp
関連サイト	http://www.ja-tottori.or.jp/chuou

◎とっとり空き家利活用推進協議会

団体概要	空き家所有者の不安解消、空き家の利活用を促進し、住民の賑わいや地域景観の保全によりまちなかを活性化させることを目的とする。空き家掘り起こしのための相談会や空き家に関する相談員派遣、地域のまちづくり団体に対する人材育成事業等を開催。 <平成 28 年 7 月設立、宅地建物取引業協会・建築士会等で構成>
問合せ先	とっとり空き家利活用推進協議会（事務局：一般社団法人鳥取県建築士会） 〒680-0912 鳥取市商栄町 195 大和ホール 電話 0857-21-7280 メールアドレス info@aba-tori.or.jp
関連サイト	https://akiya-rikatsuyou.org/

(参考)関連サイト

民泊制度ポータルサイト「minpaku」をご覧ください

民泊に関する制度や届出の方法などを掲載した「民泊制度ポータルサイト」が開設されています。

住宅宿泊事業等の事業を開始するためには、原則として、「民泊制度運営システム」により手続きを行っていただきます。システムの操作方法確認やログインは、民泊制度ポータルサイトから行ってください。

【URL】

<http://www.mlit.go.jp/kankocho/minpaku/>
※「民泊制度」「民泊ポータル」などで検索してください

【主な掲載情報】

- 民泊の基礎知識
- 住宅宿泊事業・管理業・仲介業の届出・申請方法
- 地方自治体の窓口の紹介・条例の制定状況等
- 民泊制度コールセンターの案内
- 関係法令集
- 民泊制度運営システム操作方法・ログイン
- よくある質問・回答
- 住宅宿泊管理業者、住宅宿泊仲介業者の登録簿 等

【開設日】平成 30 年 2 月 28 日 ※順次情報を拡充

【言語】日本語、英語



鳥取県公式ホームページとりネット「民泊サイト」

鳥取県公式ホームページ「とりネット」にも「民泊サイト」を開設しています。「相談窓口」などに関する情報のほか、「交流民泊」を実施する皆様に対する各種支援策を掲載しています。

【URL】

http://www.pref.tottori.lg.jp/273820.htm
 ※「鳥取県 住宅宿泊事業」と検索してください

【相談窓口】

＜東部＞ ※H30.4.1 から鳥取市に業務移管
 鳥取市市民生活部環境局生活環境課

電話0857-30-8083 ファクシミリ 0857-20-3918

＜中部＞

中部総合事務所生活環境局環境・循環推進課環境衛生担当

電話 0858-23-3150 ファクシミリ 0858-23-3266

＜西部＞

西部総合事務所生活環境局環境・循環推進課環境衛生担当

電話 0859-31-9350 ファクシミリ 0859-31-9333

